

部会ニュース「7-8」

■介護職員等処遇改善加算の様式一部修正と最新情報を Web で公開

▷厚生労働省が加算に関する様式を修正、Q&A 第 2 版とリーフレットも更新掲載

・厚生労働省は 3 月 31 日、「介護職員等処遇改善加算」および「介護人材確保・職場環境等改善事業」に関する最新情報として、関連書類の修正および Q&A・リーフレットの更新を行い、専用ホームページに掲載したことを通知した。この更新は、2 月 7 日および 3 月 17 日に発出された通知・Q&A に続く補足対応であり、一部様式の入力不具合の修正が含まれます。

(主な変更点)

①介護職員等処遇改善加算

○令和 6 年度 実績報告書 (様式 3-1)

・セル F126「その他」欄に記入不可だった不具合を修正 (ロック解除)

○令和 7 年度 大規模事業所用計画書 (様式 2-2)

・セル L 列 (444 行目以降) 参照関数を修正

・セル AK5: 合算対象を 8011 行目まで拡張

・提出目的が「補助金提出」の場合、不要項目が自動的にグレーアウトされる仕様に修正

○「処遇改善加算に関する Q&A (第 2 版)」の掲載

②介護人材確保・職場環境改善等事業

○「総合対策に係るリーフレット」の掲載

(更新先ホームページ)

厚生労働省「介護職員の処遇改善」専用ページにて公開

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

【問い合わせ先】

・介護事業所向け: 050-3733-0222

・自治体向け: 03-5253-1111 (内線 3948) FAX: 03-3595-4010

※詳細は下記資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1369「介護職員等処遇改善加算及び介護人材確保・職場環境等改善事業に係る「介護職員の処遇改善」ホームページの更新について (その 2)」

厚生労働省老健局老人保健課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001469808.pdf>

■介護報酬 Q&A 第 13 弾公表一計画書の記載と ICT 条件を明示

▷様式記載の取り扱いやケアプラン連携システムの代替条件を整理

- ・厚生労働省は、令和 7 年 4 月 7 日付事務連絡『「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol.13) (令和 7 年 4 月 7 日)」の送付について』を発出した。今回の Q&A では、通所・施設系サービスにおけるリハビリ・栄養・口腔の実施計画書の様式記載の取り扱いと、居宅介護支援費（Ⅱ）の算定に関わる情報連携システムの条件について整理されている。
- ・栄養・口腔の支援が不要な場合の様式の記載
実施計画書（別紙様式 1-1～1-4）のうち、アセスメントの結果として栄養または口腔の介入が不要と判断された場合には、
 - ・「具体的支援内容」欄は空欄で差し支えない
 - ・ただし、「特記事項」欄にその旨を明記することが必要
- ・居宅介護支援費（Ⅱ）におけるシステム要件
本加算の算定には、「ケアプランデータ連携システム」の活用が原則となっているが、
 - ・これと同等の機能・セキュリティーを備えた市販システムの使用も可能
 - ・ただし、厚生労働省の「システム評価検討会」において、同等性が確認されたシステムに限る
- ・なお、検討会における審査の結果、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティーを有するシステムとして、「カナミッククラウドサービス」が認められました。
（居宅介護支援費に係るシステムの公募について）「審査結果」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44833.html

※詳細は下記資料をご参照ください。

- 介護保険最新情報 Vol.1372「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol.13) (令和 7 年 4 月 7 日)」の送付について」
厚生労働省老健局老人保健課、認知症施策・地域介護推進課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001473305.pdf>